

## Bhāṭṭa 派の pramāṇa 論 ——arthāpatti の役割とその位置付け——

宇 野 智 行

0. Bhāṭṭa 派の認識論において〈想定〉(arthāpatti) は知覚・推理などと共に六種の認識根拠 (pramāṇa) の一つとして数えられている。従来この〈想定〉については、主に推理との相違に関連してその論理的側面に焦点をあてた研究が為されて来た。しかし、ヴェーダ解釈学を本務とするミーマーンサー学派において、それがどのような役割を担い、またどのように位置付けられるべきなのかという問題については未だ多くの課題が残されている。本稿の目的は Kumārila Bhāṭṭa をはじめとする Bhāṭṭa 派論者の作品を基に、ヴェーダ解釈学における〈想定〉に関わる上記の問題を考察することにある。

1. TV において、Kumārila は〈想定〉を含めた六種の認識根拠を *Jaiminisūtra* 全体を通じて位置付けようと試みる興味深い記述を残している。第二 Adhyāya 冒頭における Śabara の「第一 Adhyāya においては pramāṇalakṣaṇa が与えられた」(prathame 'dhyāye pramāṇalakṣaṇaṃ vṛttam) という言葉を受け、両 Adhyāya 間の関係を述べる際に彼は次のような言明をなしている。

そしてこの [*Jaiminisūtra*] においては認識根拠等の定義 (lakṣaṇa) は述べられていない。まずもって推理 (anumāna) をはじめとする [五種の認識根拠] はスートラにおいて全く [主題的に] 述べられていない。また知覚 (pratyakṣa) も [JS1.1.4 において] 被定義項としてではなく、ダルマに対する根拠たり得ないものとして提示されていることを説明した。さらに証言 (śabda) もまたダルマを認識する根拠となるものとして定義づけられたわけではない。何故ならそれはまさにこの [Bhāvārtha 論題] において定義づけられるからである。(中略) さらにまた、Vṛttikāra は知覚ないし知覚を先行要因とする六種 [の認識根拠] を考察対象たりえないものとして言及している<sup>1)</sup>。この [六種の認識根拠] は、決して定義の対象とはなりえない。(TV, Bhāvārthādhikaraṇa, Vol.2, p.333<sup>14</sup>-12, p.333<sup>14</sup>-15.)

このように Kumārila によれば、Jaimini を祖とするミーマーンサーの体系においては六種の認識根拠は全く主題とはなり得ず、第一 Adhyāya においてこれらの定義が与えられたとは言えない。また、Vṛttikāra によって定義が与えられているに

しても、考察対象たり得ないと自ら宣言する彼の定義を以って、第一 Adhyāya の概要とすることはできないのである。上記言明に引き続き Kumārila は ‘pramāṇa’ をダルマに対する認識根拠、すなわち教令 (codanā) と捉え、先の Śabara の言明を「教令 (=pramāṇa) の [ダルマに対する] 認識根拠たりうる要因 (prāmānyakāraṇa = lakṣaṇa) が与えられた」と解釈している<sup>2)</sup>。したがって、証言以外の五つはダルマに対する根拠とはなりえず、聖典解釈学の領域では教令・釈義・マントラなどに比して低い位置を占めていると言わねばならない。

2. それでは、ミーマーンサー学派にとって〈想定〉という認識根拠は聖典解釈学に全く寄与するところがないのであろうか。Kumārila は、〈想定〉が聖典解釈に資する例を ŚV の Arthāpatti 章において以下のように提示している。

この [ヴェーダ聖典解釈学の体系] において、[〈想定〉は以下の場合に有益である。] (1) 伝承聖典 (smṛti) [の文言] に基づき [その根拠たる] 天啓聖典 (śruti) [の文言] が想定される。(2) 表意能力 (liṅga) など [従属関係決定に関わる解釈根拠] に基づき従属関係を定める [明言] が想定される。(3) 果報 [を表示する語を補足すること] によって [果報の記述を欠く規定文が] 充足される。(ŚV, Arthāpattipariccheda, v.87abc)

上記 (1) は JS1.3.1-2 (Smṛti 論題) に現れる天啓聖典想定の例である。すなわち「Aṣṭakā 祭をなすべし」(aṣṭakāḥ kartavyāḥ) などという文言は伝承聖典のみに現れ、天啓聖典には見られない。また伝承聖典は作者(マヌなど)が何らかの根拠に基づいて既に理解していることを著したものであるから、その根拠なしにはその存在自体の説明がつかない。したがって実際には存在しない Aṣṭakā 祭などを教令する天啓聖典の文言が根拠として想定されるのである<sup>3)</sup>。ところでこの Smṛti 論題の目的は、〈想定〉という認識根拠を通じて伝承聖典の存在そのものを説明づけることではなく、伝承聖典のダルマに対する証権性 (prāmānya) を確立することにある。したがってここにおいて〈想定〉は、伝承聖典が「ヴェーダ聖典をその根拠としていること」(vedamūlatva) を確保するために依拠さるべき認識根拠である。

注釈者 Sucaritamīśra によれば (See KṚ on Arthāpattipariccheda, v.87) 上記 (2) は、祭式に関する諸項目間の従属関係 (viniyoga) を決定する六種の解釈根拠 (pramāṇa) のうち表意能力以下五種に基づく明言想定の例である<sup>4)</sup>。ここでは、その一つである章内文脈 (prakaraṇa) を例にとってみよう。新月満月祭が規定されており、その実現様式 (itikartavyatā) に対する期待が未だ満たされていない時に、「薪に対して供儀をなすべし」(samidho yajati) などというようにその目的が述べられていない諸祭式、例えば Samidyāga などの先駆祭が規定されている。この場合、新月満月

祭には扶助者, Samidyāga などには扶助対象に対する期待がある. この相互期待に基づき前者は後者によって扶助され, 後者は前者の扶助を目的としているという従属関係が定められる<sup>5)</sup>. この相互期待こそが章内文脈という解釈根拠に他ならない. そしてこの従属関係決定の過程においては, 必ず「これら [の先駆祭] によって [新月満月] 祭が扶助されるべし」(ebhiḥ kratum upakuryāt) という従属関係を定める明言が想定されねばならない. 何故ならこの章内文脈を含む五種 (明言を除く) は単独では解釈根拠たりえず, 最終的には必ず従属関係を定める明言を前提としなければならないからである. すなわち原則的には明言のみが唯一の解釈根拠と考えられ, その他は明言を想定することによってのみ解釈根拠として機能するわけである<sup>6)</sup>. このように祭式に関わる項目間の従属関係が明言されていない場合, その決定に〈想定〉が少なからぬ役割を果たしていると言ってよい.

上述の章内文脈の例は, 規定された祭式の実現対象・実現様式が述べられていない場合に, 実際には存在しない明言が想定されるというものであった. 事実, 祭式行為は実現手段・実現対象・実現様式の三要素が満たされない限り正しく遂行されることはなく, これらに関する明言を欠いている場合その祭式規定文は意義を失ってしまう. そして上記 (3) も実現対象の明言を欠いた「Viśvajit 祭によって供儀をなすべし」(viśvajitā yajeta) という規定文の解釈に関わる例である (JS4.3.10-11). この規定文は祭式行為の実現対象たる果報の言及を欠いている. 人は果報なしに祭式行為に取り掛かるべくもない. したがって, 「説明がつかない事態」(anupapadyamāna), すなわち規定文が無意味となることを避けるために<sup>7)</sup>, 必ず果報を表示する語が想定され, 規定文に補足されねばならないのである. このように (2) (3) は聖典に明言されていないことより生じる不都合を聖典の文言を想定することによって解消するものであり, 〈想定〉が聖典解釈テクニクそのものに寄与する例と言える.

3. 以上三つの聖典解釈における〈想定〉の適用例を概観したが, これら全てが〈証言に基づく想定〉(śrutārthāpatti) であることは看過出来ない. すなわち〈想定〉の機能する契機となる不可解性 (anupapatti) を証言 (教令他含む) によって理解された事柄に求め, 最終的に未知のもの<sup>8)</sup> を想定することによってその不可解性を解消するという働きは, 聖典解釈に極めて有効であったのである. これに比して他の五つの認識根拠に基づく〈想定〉(dṛṣṭārthāpatti) は, 世間的な認識根拠によって理解された事柄の不可解性解消を目指すものであり, 聖典理解に基づく祭式システムの構築には寄与するところが少ないと言える<sup>9)</sup>. したがって Kumārila は〈証

言に基づく想定)を以下のように見なしている。

そして [これらの人々は, śrutārthāpatti が] 証言とは異ならないと主張している。またヴェーダにおける行為はほとんどこの [śrutārthāpatti] によって確定される。もしこの [śrutārthāpatti] がそれ (証言) と区別されるならば, その [行為] はヴェーダに基づくものではなくってしまう。(ŚV, Arthāpattipariccheda, v. 52cd-53)

この〈証言に基づく想定〉と証言そのものとの同一視は, TV の Apūrva 論題にも見られ, ヴェーダの領域に属する apūrva の想定が正しくヴェーダに基づいていることの根拠となっている (TV, Apūrvādhikaraṇa, Vol.2, p.364<sup>15-16</sup>). すなわちヴェーダ領域内で理解されるもの (ヴェーダに明言されているもの: sādhyasādhanasambandha) の妥当性 (upapatti) を確保するため, ヴェーダ領域内では理解されないもの (ヴェーダに明言されていないもの: apūrva) の〈想定〉が正当化されていることになる。Kumārila は, 〈証言に基づく想定〉にヴェーダに準ずるものという保証を与えることにより, それを聖典の合理的解釈のために存分に利用できたと行ってよいであろう。

4. 〈想定〉は, 直接的にはダルマに対する認識根拠たり得ない。ところが明言の欠如などを原因とする聖典そのものの「説明がつかない事態」を取り除き, 聖典に妥当性 (upapatti) を与える, すなわち「合理的な説明づけ」を施すという役割を持っている。ここに〈想定〉, とりわけ〈証言に基づく想定〉に特別な地位が与えられ, それが学派の目的である「ダルマの探求」に有用なる装置であることが明らかである。

(略号) ŚBh: *Materialien Zur Ältesten Erkenntnislehre der Karmamīmāṃsā*. Edited by Erich Frauwallner, Wien, 1968. ŚV: *Mīmāṃsāśloka-vārttika of Kumārila Bhaṭṭa*. Edited by Rāmaśāstri Tailanga, Chowkhamba Sanskrit Series No. 3., Benares, 1899. TV: *Mīmāṃsādarśanam*. Ānandāśrama Sanskrit Series 97, Poona: Ānandāśrama, 1970-1976°. KṬ: *Mīmāṃsā Śloka-vārttika with the Commentary Kāśikā of Sucaritamīśra*. Edited by K. Sambasiva Sastri, Trivandrum Sanskrit Series No. 90 & 99, Trivandrum: CBH Publication, 1990°. NS: *Nyāyasūdhā of Someśvara*. Edited by Pt. Mukunda Sastri, Chowkhamba Sanskrit Series No. 45-133, Benares: Chowkhamba Sanskrit Book Depot, 1902ff. JNMV: *Jaiminīyanyāyamālā (With Vistara)*. Vrajajivan Prachyabharati Granthamala 35, Delhi: Chaukhamba Sanskrit Pratishtan, 1989°. MNP: *Mīmāṃsānyāyaprakāśa of Āpadeva*. Edited by Pt. A. M. Rāmanāth Dikṣita, Kashi Sanskrit Series 25, Varanasi: Chowkhamba Sanskrit Sansthan, 1981<sup>3</sup>.

1) See ŚBh, p.32<sup>6-7</sup>; KṬ on Arthāpattipariccheda, v.1: *arthāpattir api na parikṣitavyā*l.

2) See TV, Bhāvārthādhikaraṇa, Vol.2, p.334<sup>6-8</sup>. 当該箇所では Kumārila は Śābara の言明に対

- して三つの解釈を挙げるが、ここに提示したものは第三解釈である。いづれの解釈においても ‘pramāṇa’ という語を〈想定〉など六種の認識根拠とはしない。
- 3) TV (Smṛti 論題) における対論者は、誤謬・経験・別人の著作などを伝承聖典の根拠として想定するが、これらは「〈想定〉は最小限であるべきである」という論理により排除される。Cf. TV, Smṛtyadhikaraṇa, Vol.2, p.74<sup>24</sup>-p.75<sup>10</sup>.
- 4) 六つの解釈根拠は以下の通り(強力な順): 明言 (śruti: JS3.1.7-27), 表意能力 (JS3.2), 文内文脈 (vākya: JS3.3.1-10), 章内文脈 (JS3.3.11), 位置 (sthāna: JS3.3.12), 原意語 (samākhya: JS3.3.13). これらについては、北川秀則「Arthasaṃgraha 和訳解説 I, II, III」(『名古屋大学文学部研究論集』48, 『二十周年論集』, 『同研究論集』56) 参照。なおこれらも ‘pramāṇa’ と称されるが、聖典解釈の領域でのみ用いられるものであるので「解釈根拠」と訳出した。
- 5) See TV, Prakaraṇaviniyogādhikaraṇa, Vol.4, p.214<sup>11</sup>-p.215<sup>12</sup>.
- 6) See TV, Balābalādhikaraṇa, Vol.4, p.229<sup>15</sup>-p.230<sup>3</sup>; TV, Mantrādhikaraṇa, Vol.2, p.59<sup>15</sup>.
- 7) Kumārila は上記章内文脈および Viśvajit 祭規定の場合に、何が「説明がつかない事態」なのかについては何ら語っていない。後代の論者によれば「規定文そのものが無意味となってしまう」「規定文が明言されていること (vidhiśruti) の説明がつかなくなる」とされる。See JNMV, p.276<sup>21-22</sup>; MNP, p.48<sup>10-12</sup>.
- 8) 上記三つの例においては śrutārthāpatti の認識対象は全て言葉 (śabda) であり、Kumārila が ŚV, Arthāpattipariccheda において論証する śabdagocara 説に合致する。ところが Kumārila は apūrva 想定に関して「祭式行為によって apūrva を媒介として天界が実現されるべし」などという文章が想定されると明確には述べておらず、この場合の認識対象が言葉であるのか事柄 (artha) であるのか不明瞭である。ただし、注釈者 Someśvara は apūrva 認識における śrutārthāpatti を「明言された言葉の一部となる [別の] 言葉を想定するもの」(śrutaikadeśabhūtaśabdakalpaka) と捉えている。See NS: p.598<sup>17-18</sup>. この問題については、吉水清孝「Śrutārthāpatti による認識の対象について」(『佛教學』40) を参照されたい。
- 9) drṣṭārthāpatti が聖典解釈学に全く寄与するところがないわけではない。例えば、教令の証権性の根拠となる言葉の常住性 (śabdānityatā) は以下の手順で想定される。(1) 言葉の表示機能 (abhidhā) の推理 (anumāna) (2) 言葉の表示能力 (vācakaś-akti) の〈想定〉 (anumānapūrvikārthāpatti) (3) 言葉の常住性の〈想定〉 (arthāpattipūrvikārthāpatti). See ŚV, Arthāpattipariccheda, vv. 5-7ab; KT on Arthāpattipariccheda, vv. 5-7.

〈キーワード〉 Kumārila, pramāṇa, śrutārthāpatti, 聖典解釈学

(日本学術振興会特別研究員, 博士(文学))